

町のイメージキャラクター



緑丸

百合若

はなちゃん

PUBLIC INFORMATION 聖籠町

聖籠町公式 SNS



LINE



X (旧ツイッター)



亀塚練馬

12月17日(日)、亀塚集落の伝統行事「亀塚練馬」が盛大に行われました。

亀塚練馬は、享保4年(1719年)から約300年続く町の無形民俗文化財で、巨大なしめ縄(練馬)を諏訪神社に奉納する勇壮な行事です。

練馬の作り手が高齢化する中、その技術を受け継ぐべく、練馬保存会の若手の皆さんが秋頃から作り方を学び、練習を重ねて本番に臨んだそうです。

新型コロナウイルス感染症
関連情報はこちらから

町ホームページ



広報せいらう
2024

2

February No.571

税の申告は忘れなく！

令和5年分所得税・消費税確定申告、町民税・県民税申告のご案内

今年の所得税、消費税、町・県民税の申告書の相談・受取については以下のとおりです。

■受付期間

2月16日(金)～3月15日(金)

会場の混雑緩和のため、集落ごとの日程(目安)を次のとおり設定しました

※日程は目安ですので、ご都合がつかない方は別の時間帯にお越しください。事前の連絡は不要です。

日にち	時間帯	対象集落(目安)
2月16日(金)	午前	農業所得や小規模な営業所得などのある方(全集落)
	午後	
2月19日(月)	午前	四ツ屋・道賀新田・上大谷内 真野
	午後	
2月20日(火)	午前	丸 潟・桃 山 山倉・苔沼・中の橋
	午後	
2月21日(水)	午前	本諏訪山・山諏訪山 本大夫・山大夫
	午後	
2月22日(木)	午前	山大夫・本三賀・山三賀 尾沢ヶ丘・外畑・ひばりが丘
	午後	
2月26日(月)	午前	二本松・聖中ヶ丘
	午後	
2月27日(火)	午前	同 上 杉谷内・八幡・東山・旭ヶ丘
	午後	
2月28日(水)	午前	同 上 蓮 野
	午後	
2月29日(木)	午前	正 庵・藤 寄
	午後	
3月 1日(金)	午前	藤 寄・大夫興野 甚兵衛橋・別 條
	午後	
3月 4日(月)	午前	蓮 潟
	午後	
3月 5日(火)	午前	蓮潟・蓮潟新田
	午後	
3月 6日(水)	午前	網代浜
	午後	
3月 7日(木)	午前	網代浜・亀 塚
	午後	
3月 8日(金)	午前	亀 塚
	午後	
3月11日(月)	午前	次第浜・汐美台
	午後	
3月12日(火)	午前	同 上
	午後	
3月13日(水) 3月14日(木) 3月15日(金)	午前	上記に申告できない方
	午後	

役場申告会場

📅2月16日(金)～3月15日(金)

(土、日、祝日を除く)

午前8時30分～11時30分

午後1時～4時30分

📍役場1階会議室

※税務署から「確定申告のお知らせ」が送付されている方は、必ずご持参ください。

医療費明細書や収支内訳書は ご自宅で作成してください

医療費控除明細書や農業所得の収支内訳書の作成などは事前に済ませてからお越しください。作成されていない場合、記載台にて作成してからのご案内となります。あらかじめご注意ください。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費のお知らせ(医療費通知)を添付することにより、明細書の記入を省略できます。

また、「医療費控除の明細書【内訳書】」を添付した場合でも領収書は自宅などで5年間保存する必要があります(税務署から提示または提出を求められる場合があります)。

必要書類について

申告に必要な様式は、役場・税務署の窓口および国税庁ホームページで配布しています。また、国税庁ホームページの「確定申告特集」のページでは、よくあるお問い合わせなど、申告に必要な情報が掲載されていますので、ぜひご覧ください。

住宅ローン控除(初年度)など、 町で対応できない申告について

住宅ローン控除を初めて受ける場合など、町で対応できない申告もあります。

その場合、ご自身で申告いただくか、新発田市カルチャーセンターで申告いただくことになります。具体的な内容など、詳しくは後のページをご確認ください。

その他、申告が必要か 分からない方へ

例年住民税を納めている方で、申告すべきかどうか分からない方は、会場にお越しいただくことをお勧めします(ご相談だけでも構いません)。

確認不要で作成済の確定申告書について

職員の確認が不要な、作成済の確定申告書をお持ちいただいた方は、会場内に回収用の箱をご用意しましたので、箱の横にある封筒に封入し、そちらへ投函ください(その場合、お並びいただく必要はございません)。なお、以下の点にご注意ください。

- ①内容の確認を希望される場合、番号札を取りお並びください。
- ②添付が必要な書類を忘れていないかご確認ください(例：医療費控除明細書、寄附金受領書)。
- ③申告書へのマイナンバーの記載と、マイナンバーおよび身分の確認書類の同封を忘れていないかご確認ください。確認書類として同封が必要なのは、以下2通りのいずれかになります。
 - ✓ マイナンバーカード
 - ✓ マイナンバーがわかるもの+身分証明書(例：通知カード+運転免許証)

スマホによる申告について

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホにより待ち時間なく簡単に申告することが可能です(※マイナンバーカード読取対応機に限る)。

マイナポータルにより連携することで、医療費やふるさと納税の寄附金額が反映された状態で申告できるため、控除し忘れる可能性が減ることもメリットです。

手順については、会場にて税務署が作成したマニュアルを配布していますので、そちらをご確認ください。

消費税の申告をされる事業者の方へ

令和5年分から、消費税申告書の作成補助を終了します(受取は行います)。作成補助を希望される場合、新発田市カルチャーセンターでご申告ください(整理券の取得が必要です。詳しくは次のページをご覧ください)。

利用者識別番号の取得について

税務署からの要請で、「利用者識別番号」をお持ちの方について、確定申告書を電子送信させていただいているところです。「利用者識別番号」を取得されていなかった方には、新規取得にご協力いただきありがとうございます。

今年も、まだ番号を取得されていない方が申告された場合、番号が必要な方には相談受付時にお声がけしますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、ご自身での取得が難しい場合は、職員が取得をお手伝いします。また、スマホからご自身で取得いただくことも可能です。その場合、受付時に取得する必要がなくなるため、その分申告時間が短くなります。

※青色申告の方など、電子送信できない方もいます。その場合、番号は必要ありません。

※「利用者識別番号」と「マイナンバー」は別です。

※マイナンバーカードをお持ちの場合、スマートフォンを使うことで簡単に確定申告が行えます。詳しくは次のページをご覧ください。

ご自身で取得される際の手順は以下のとおりです。

- ①下の二次元コードからサイトへアクセス。
 - ②氏名などを入力し、「次へ」をタップ。
 - ③住所などを入力し、「次へ」をタップ(1/1時点で当町在住の場合、所轄税務署は「新発田」です)。
 - ④暗証番号などを入力し、「確認」をタップ。
 - ⑤内容確認し、問題なければ「送信」をタップ。
 - ⑥番号が表示されるため、スクリーンショットなどで記録。
 - ⑦申告相談時、職員に番号をお伝えください。
- (注)「※必須」とある欄以外は入力を省略できます。

利用者識別番号の取得できるサイトは、こちらの二次元コードからアクセスできます。ご活用ください。



会場へお越しになる前に…**お忘れ物はありませんか?** (代表的なものを記載しています)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 給与・公的年金の源泉徴収票 | <input type="checkbox"/> 寄附金・ふるさと納税の受領証 |
| <input type="checkbox"/> 収支内訳書または決算書(自営業の方。記入済みのもの) | <input type="checkbox"/> 通帳などの口座情報(還付を受ける場合) |
| <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書【内訳書】(集計済みのもの) | <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険税、国民年金の支払証明書 | <input type="checkbox"/> 利用者識別番号が確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 生命保険料・地震保険料の支払証明書 | <input type="checkbox"/> 「確定申告のお知らせ」(税務署から届いた方のみ) |

確定申告に関するお問い合わせ

新発田税務署 ☎22-3161(代表)または 役場税務課 税務係(内線143)

次の方は税務署(新発田市カルチャーセンター)での申告をお願いします。

- ◎住宅ローン控除(初年度)、外国税額控除、雑損控除を受けたい方
 - ◎損失申告をされる方(繰越控除の適用を受けたい方)
 - ◎消費税の申告で簡易課税制度を選択していない方
 - ◎土地建物・株式などの譲渡所得や先物取引の雑所得がある方
- ※上記以外でも、町で適切な指導を行えないと判断した場合、カルチャーセンターでの申告をご案内します。
詳細は以下のとおりです。

◇ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

○期間、申告会場および対象の方

期 間	申告会場	対象の方
2月15日(木)まで (土、日および祝日を除きます)	新発田税務署庁舎 (新発田市諏訪町1-12-24)	還付申告の方(注)
2月16日(金)～3月15日(金) (土、日および祝日を除きます)	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4-16-83)	全ての方

(注)贈与税については、2月1日(木)以降、申告相談を受け付けています。

○時間

相談受付：午前9時から午後4時まで

**確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから
事前に取得した入場整理券が必要です。**



【国税庁LINE公式アカウント】

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
※ご来場の際はマイナンバーカードをご持参ください。また、マイナンバーカードのパスワード(数字4桁および英数組み合わせ6～16字の2種類)が必要となりますので、事前にご確認ください。

※咳・発熱などの症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

※2月16日(金)～3月15日(金)は、新発田税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

◇ 確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は **マイナンバーカード読取対応のスマホ**または**ICカードリーダー**を利用して、e-Taxで申告書を提出できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひ、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ご自宅からe-Taxをご利用ください。

《確定申告などに関するお問い合わせ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜(祝日などおよび12月29日～1月3日を除きます。)

1月4日～4月1日の期間：午前9時～午後8時まで

上記以外の期間：午前9時～午後5時まで



【確定申告書等作成コーナー】



【動画で見る確定申告】

JAPAN サッカーカレッジと包括連携協定を締結



12月6日(水)に聖籠町とJAPANサッカーカレッジは、包括連携協定を締結しました。

締結式では、JAPANサッカーカレッジの学校関係者、町関係者(副町長、教育長、関係課長)、関係団体(町社会福祉協議会、スポネットせいろうの事務局長)の同席のもと、西脇町長とJAPANサッカーカレッジ中村学校長が協定書に署名し、協定が締結されました。

この協定締結を機に、スポーツ振興や学校・地域への貢献など様々な分野で町とJAPANサッカーカレッジとの連携・協力が、より強固なものになると期待されます。

包括連携協定の目的

相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取組を推進することにより、活力ある豊かな地域社会の発展および町民福祉の発展に寄与する。

連携事項

スポーツ振興および健康増進に関すること
学校と地域との連携
青少年の健全育成に関すること
高齢者や福祉、子育て世代に関すること
地域の活性化、まちづくりに関すること



協定書に署名する西脇町長と中村学校長



西脇町長(左)とJAPANサッカーカレッジ中村学校長(右)



町とJAPANサッカーカレッジと関係団体(社協、スポネット)

町長コメント

JAPANサッカーカレッジは、清掃活動や福祉器具の贈呈、子ども・高齢者へのスポーツ指導など、さまざまな場面でご協力をいただいております。また、全国大会に出場し聖籠町の名前を全国にPRしていただくなど、聖籠町にとって、大きな存在です。

この協定を機に、さらに町との連携を強化させていただければ大変ありがたいと思っております。

JAPANサッカーカレッジ 中村学校長コメント

2002年の開校から20年ほど経ちました。現在は、開校時よりも多くの学生・生徒が在籍しております。Jリーグの理念でもある「地域との関係」というところも教育の一環として、聖籠町とさまざまな連携をさせていただき、学校にとっても学生にとっても貴重な財産となっております。

また、清掃活動や小学校での防災サッカーの授業、聖籠町への政策提言など、さまざまな交流を今後も拡大・飛躍していきたいと思っており、この協定締結を機に、より一層の連携を強化し、町の活性化および発展に大きく寄与していければと考えております。

お問い合わせ 役場総合政策課 政策係(内線262)

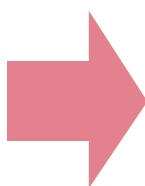
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館の入館料が変わります

電気料金・ガス料金の高騰に伴い、運営経費が増える中、収支の改善が厳しい状況にあることから、利用料の値上げをお願いしますが、町民の方は段階的な値上げで料金の統一をお願いするものです。

【今後の利用料金について】

○現在の利用料金

	区分	料金
町民	大人	550円
	小人	350円
町民以外	大人	750円
	小人	450円



○今後の利用料金

	区分	令和6年 4月1日～	令和8年 4月1日～	令和10年 4月1日～
町民	大人	650円	750円	850円
	小人	350円	400円	450円
町民以外	大人	850円		
	小人	450円		

※大人(中学生以上)、小人(4歳以上小学生以下)

令和10年度に料金の統一を図りますが、町民の方への特典として、令和6年4月1日以降に町民の方が利用した際は4回目の利用ごとに割引を行います。

	区分	1回目	2回目	3回目	4回目
令和6年4月1日以降	大人	650円	650円	650円	<u>550円</u>
令和8年4月1日以降	大人	750円	750円	750円	<u>550円</u>
	小人	400円	400円	400円	<u>350円</u>
令和10年4月1日以降	大人	850円	850円	850円	<u>550円</u>
	小人	450円	450円	450円	<u>350円</u>

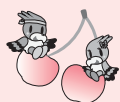
聖籠観音の湯 ざぶ〜ん館 休館のお知らせ

浴室および脱衣所の一部修繕工事により、2月26日(月)から3月1日(金)まで休館となります。ご不便をおかけしますが、よろしく申し上げます。

なお、休館は日帰り棟のみです。ホテル棟は休まず営業します。



お問い合わせ 聖籠観音の湯ざぶ〜ん館 保健福祉課(町保健福祉センター内) ☎27-1126 ☎27-6511



新潟県女性財団地域セミナー in 聖籠を開催しました。

12月22日(金)に、男女共同参画推進事業の一環として、新潟県女性財団、新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会、町で新潟県女性財団地域セミナーを共同開催しました。今回のセミナーは、対面とオンラインにより参加するハイブリッド方式にて開催したものです。

「ママも会社も喜ぶ男性の育児休業～メリットを知り、上手に活用～」と題して、ワークシフト合同会社 代表社員 高野真規さんより、男性が育児休業を取得することの必要性や具体的な手続き、男性が育休を活用するための働き方の見直しなどについてお話いただき、セミナーには、町職員のほか、新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会会員や町民の方、合わせて約40名の方にご参加いただきました。

セミナーでは、産後の女性の実態、直面する悩みを取り上げ、父親の協力の重要性についての説明をしていただき、さらに、当事者のみならず、周りのサポートする従業員の負担を減らす工夫などについてもお話いただきました。

育休取得者の有無に関わらず、ワーク・ライフ・バランスが整った職場環境をつくるのが、優秀な人材確保や離職防止に大きくつながることです。

企業にとっても、男性の育休取得の必要性について考えていただくきっかけになったものと思います。

会社に男性の育休制度はあるが、活用されていないということはないでしょうか？取得が当たり前となる社会を目指し、今一度、職場の体制づくりなどについて見直してみませんか。



役場総務課 総務管理係(内線224)

【酷暑被害対策】 農業経営の継続を支援

令和5年の酷暑により農作物に被害を受けた農家の方々に対し、農業経営の継続のための支援を行います。

(1)対象事業者

- 町内で継続して農業を営む農業者(個人および法人)または町内の複数の農業者により組織される任意組織
- 個人は町内に住所を有する者、法人および任意組織については、町内に主たる事務所を有する者
- 販売することを目的として農作物を作付している販売農家であること
- 町税などを完納していること



(2)支給要件

補助対象とする作付面積の要件は、以下のとおり。

地目	要件
田	令和5年の営農計画書における作付面積
畑および樹園地	令和5年4月1日から9月30日までの間に、畑および樹園地において出荷・販売を目的とした農作物の作付があった面積

※田は営農計画書の作付面積、畑および樹園地は農地台帳の作付面積が上限となります。

営農計画書を提出していない場合、農家台帳と耕作者の異なる農地がある場合は、ご相談ください。

(3)補助金額

地目	補助単価
田	5000円/10a
畑および樹園地	5000円/10a

※「田」、「畑または樹園地」ごとに作付面積を記載し、その合計面積で申請額を計算します。

(4)申請期限

3月8日(金)までに役場産業観光課に申請してください。

(5)申請書類

- 申請書類は役場産業観光課窓口またはホームページからダウンロードしてください。
- 上記支給要件の内容がわかる書類

役場産業観光課 農業振興係(内線121・124)

津波への備えを～30年振りに津波警報発令～

石川県能登地方を震源とする大地震で心痛む新年を迎えました。被災地では家屋の倒壊や火災などで多くの人的被害や建物被害が発生するとともに、断水や停電、集落の孤立などにより、厳しい避難生活が続いています。

今回の地震は、青森から九州まで広範囲に揺れを観測するとともに、新潟県内には30年振りに津波警報が発令されました。聖籠町でも最大震度4(役場の震度計4.4)の大きな揺れと、津波警報(最大3m)の発令により、町全体に緊張が走り、多くの町民の皆さまが、近くの高台や役場、町民会館、保健福祉センターなどに自主避難をされました。町では、幸い大きな被害が無かったものの、今後いつ、どこで、大地震・大津波が起こるかは、専門家でも予測不可能です。来るべき大災害に備え、正しい知識を身に付け、どうすれば大切な命を守れるか、今一度、自分事として考えてみましょう。

【津波から命を守るポイント】

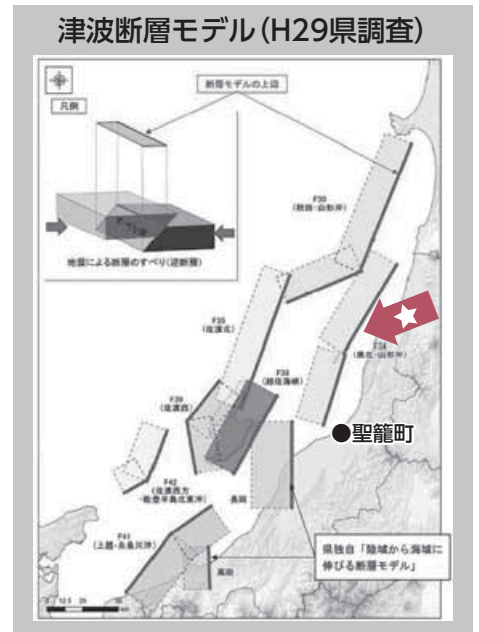
1 警報の種類と地域や自宅の津波リスクを知る(ハザードマップを参照)

- ◆建物などへの衝突によるせり上がりも考慮した町の最大津波想定は**県北・山形沖地震(F34)の7.1m(下図★)**です。
⇒上記の津波浸水想定区域には、現在、住宅はありません。(聖籠町の地形上の大きな利点です)
※**聖籠町民は、今回発令された津波警報(1m超え～3m以下)に負けない高台に住んでいます。**

- ◆**警戒すべきは、『大津波警報』!!** 想定を上回る10m級の津波が発生した場合、杉谷内、汐美台、網代浜の低地部が危険に。

津波警報・注意報の分類ととるべき行動

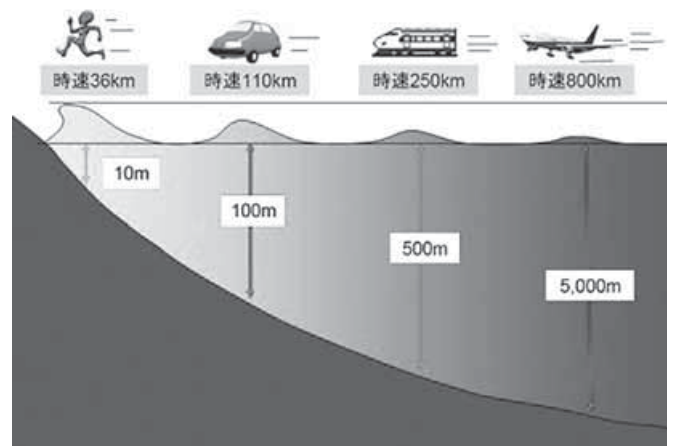
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
【特別警報】 大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返しおそってくるので津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
警報 津波	3m (1m<高さ≤3m)	高い	ここなら安全と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!	標高の低いところでは津波がおそい、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
注意報 津波	1m (20cm<高さ≤1m)	表記しない	海の中にいる人は、 ただちに海から上がり、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では、人は速い流れに巻き込まれる。小型船が転覆する。



2 津波の特性を知る

- ◆想定や予測の不確実性
⇒**余裕ある高い場所へ避難**
- ◆到達は**10分以内**
⇒強い揺れを感じたら**直ちに率先・声掛け避難**
- ◆津波は**超スピード**。確認してからでは、逃げきれない。
- ◆**後続の波が大きくなる傾向**があり。1日以上続く可能性も。
⇒**警報など解除まで避難を継続。**
- ※**避難＝必ず避難場所や避難所へ逃げるものではありません。**自宅が予想される津波の高さより、十分に高台にある場合は、在宅避難も有効です。

逃げきれない津波の速度



給付金の申請を 忘れていませんか？ 低所得の子育て世帯に 対する特別給付金

現在、下記のとおり低所得の子育て世帯に対して、児童一人につき5万円の給付金を支給しています。

家計急変などを理由に受給を希望される方はお早めの手続きをお願いします。

本給付金について、詳しくは広報せいらう5月おしらせ号に掲載しています。

【対象者】

対象児童を養育している方のうち、下記に該当する方

○ひとり親世帯

- ・児童扶養手当受給者
- ・新型コロナウイルスなどの影響により収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方

など

○その他世帯

- ・令和5年住民税が非課税の方
- ・新型コロナウイルスなどの影響により収入が住民税非課税者と同水準となっている方

など

対象児童

令和5年4月1日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当対象児童の場合20歳未満)

※令和6年3月末までに生まれた新生児なども対象になります。

【申請期限】

4月1日(月)

子ども教育課

子ども・子育て支援係(内線312)

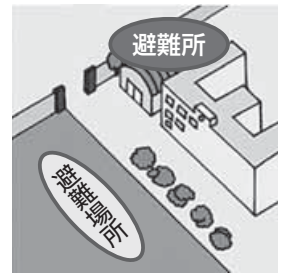
3 避難場所・避難所を区別し、避難先を決めておく

◆「避難場所」とは

⇒津波などから身を守るため、緊急・一時的に逃げ込む場所【基本屋外】
(学校グラウンド、施設の駐車場、公園、高台など)

◆「避難所」とは

⇒自宅で生活できなくなった時、一定期間、避難生活をする施設【屋内】
(学校、こども園、多目的運動場など)



問題 津波警報が発表されたから『避難所』に行く。

答え × 正しくは、『避難場所』へ行くです。
※まずは命を守れる避難場所へ

◆1月1日には、町民会館、保健福祉センターの2か所に自主避難所を開設し、約200名の方が避難されました。

(「自主避難所」とは、町として「避難指示」を発令しない場合で、自宅にいて身の危険を感じたり、不安を抱く方に避難所を開設するものです。)

◆町は、災害の程度に応じ、優先順位に従い避難所を開設します。

【町の避難所開設の優先順位】 ※「聖籠町地域防災計画」より

区分	避難所予定施設			
第1順位	(山倉地区) 町民会館	(蓮野地区) 蓮野小学校	(亀代地区) 亀代小学校	(福祉避難所) 保健福祉センター
第2順位	山倉小学校	聖籠はじめ こども園	聖海荘	はすがた園、 ウエルハート加 治川の里、汐彩 の郷、聖籠まご ころの里
第3順位	聖籠中学校、せいらう幼稚園、山倉多目的運動場、ほしぞらこども園、図書館、聖籠町役場、蓮野多目的運動場、藤寄体育館、藤寄公会堂、大夫興野公会堂、亀代多目的運動場、亀代地区公民館、ハーモニーこども園、なないろこども園、聖籠観音の湯「ざぶ〜ん」			

【ペットと同行可能な避難所予定施設】 ※ペットキャリー、ケージが必要です。

ペットと同行可能な避難所
山倉・蓮野・亀代 各多目的運動場

- 開設基準：**
- ① 震度6弱以上の地震を観測した場合
 - ② 避難指示を発令する場合
 - ③ その他、町長が必要と認める場合

地域で、グループで災害に備えましょう



『ハザードマップ』
はこちらから



『防災出前講座』
はこちらから

『防災出前講座』や『防災』に関することは
役場生活環境課 防災専門員(内線285)まで

聖籠町住民健診意向調査書をご提出ください

1月下旬から2月上旬にかけて、町から各世帯に「令和6年度聖籠町住民健診意向調査書」を配付します。下記をご確認の上、**健診を受ける・受けないにかかわらず全世帯**ご提出をお願いします。

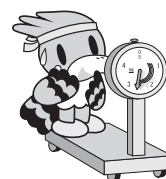
・お申し込みについての注意事項

○社会保険被扶養者の41～74歳の方

特定健診は、社会保険が発行する「特定健診受診券」が必要になります。ただし、保険者(健康保険証発行元)によっては町では受けられない場合もありますので必ず保険者に確認してください。

○胸部レントゲンおよびがん検診

加入保険に関係なく町民の方であればどなたでも受診できます。検診の種類によって対象が異なりますので下記をご確認ください。



検診種類	対象者
胸部レントゲン検診	40歳以上
胃がん検診	40歳以上
大腸がん検診	おおむね40歳以上
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(今年度受診していない方)
乳がん検診	40歳以上の女性(今年度受診していない方)

※健診(検診)内容などの詳細は、住民健診意向調査書に同封した**ピンク色のご案内**をご確認ください。

・よくある質問

- Q 提出先の隣組(班)長が誰かわからない。
→ **A 住民健診意向調査書を区長もしくは町保健福祉センターへ直接提出してください。**
- Q 住民健診意向調査書の提出期限が過ぎてしまっていた！
→ **A 町保健福祉センターへ直接提出してください。**
- Q 今年の4月以降に75歳になる国民健康保険加入者です。75歳になった後に、人間ドックを受けた場合、町から助成は出ますか。
→ **A 75歳になった方は、新潟県後期高齢者医療制度へ加入するため、新潟県後期高齢者医療制度から助成が出ます。町の国民健康保険の助成手続きと異なるのでご注意ください。詳しくは、役場町民課保険係(☎27-2111)へお問い合わせください。**

「向き合おう 自分のからだ教えてくれる 年に1度の健康診断」

健康せいろう21 緑丸の健康10か条より

契約内容をよく確認！

ウォーターサーバーのレンタル契約

消費生活

【事例】

ショッピングモールで呼び止められ、ウォーターサーバーをレンタル契約した。2か月利用してみたが、やはり必要ないと思い、事業者と連絡すると、解約料が1万円以上かかると言われた。

勧誘された時に、解約料の説明はなかったと思う。



見守り新鮮情報より

ストップ!
ザ・悪徳商法

通信

令和6年2月
vol.160

役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話
いただくと確実です

【助言】

- 契約内容・解約条件をよく確認し、契約する時は書面をもらいましょう。
- 不意打ち的な勧誘を受けた場合は、クーリング・オフ(契約の取り消し)ができる可能性があります。困った時はすぐにご相談ください。

節分豆もキケンです

豆・ナッツ類は、3歳ごろまで食べさせないで!

【事例】

1歳児に豆菓子を食べさせたところ、突然むせ込んだ。その後、咳と高熱が続き、入院となった。

【助言】

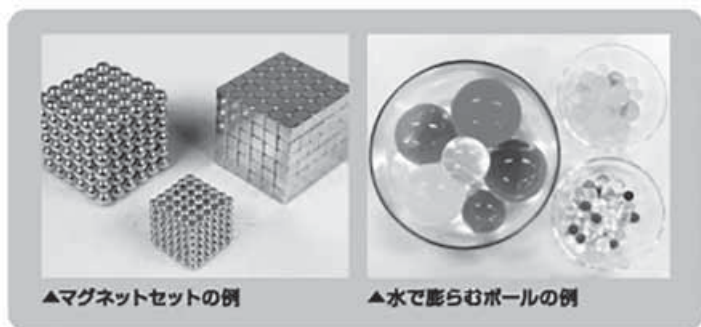
- 幼児が豆やナッツを食べると、気道に入って肺炎・気管支炎を起こしたり、窒息する可能性があります。大変危険です。
- 家族の食べ残しも、子どもが口に入れないよう注意してください。



子どもサポート情報より

ちなみに...

小さな子どもが誤飲して重大事故につながる製品として、令和4年6月号の消費生活通信で紹介した**水でふくらむボール**と、**強力なマグネットセット**は、新たな規制が導入されています。



▲マグネットセットの例

▲水で膨らむボールの例

画像提供:独立行政法人国民生活センター

これらの玩具は国内で販売できなくなりました。お子様がいるご家庭は、もし見かけても、購入しないでください。

すでに自宅にある場合は、小さな子どもに触らせないように、十分注意してください。

酒類販売店・飲食店への呼びかけ



冬の交通事故防止運動の一環として、12月15日(金)の午後7時30分から、町内の酒類販売店と飲食店に、「お酒を飲んだら車の運転をしないよう呼びかけをお願いします」など、啓発物のトイレットペーパーを配布しながら飲酒運転撲滅のための訪問を行いました。



トイレットペーパーは
尿は 水に流さない



今日も一日交通安全

交通安全に関することは

☎ 役場生活環境課

☎ 27-2111(内線284)

高齢者研修会を開催しました



12月6日(水)・7日(木)・8日(金)の3日間、聖海荘において、老人クラブの方々を対象とした高齢者研修会を開催し、各小学校区から参加していただいた約120名の皆さまに、「楽しみながら」交通安全について学んでいただきました。

新発田警察署と新発田地区交通安全協会の講話、町交通安全母の会は交通安全ゲームを行い、町交通安全指導員は、「横断歩行者の保護・歩行者は“渡るよサイン”を」「反射材を身に着ける」「自転車運転時はヘルメットを着用する」など寸劇を通して呼びかけました。



12月6日(水) 蓮野学区



12月7日(木) 山倉学区



12月8日(金) 亀代学区

冬の交通事故防止運動 街頭指導

12月13日(水)、山倉小学校の通学路交差点など3か所において街頭指導を行いました。

通行する車両に対し、啓発旗にて安全運転や早めのライト点灯を呼びかけました。

また、下校中の児童に対し「しっかり止まって確認してね」「渡るよサイン」の手をあげて」など指導を行いました。



[協力団体]
新発田警察署・(一財)新発田地区交通安全協会・
新発田地区交通安全協会聖籠支部・町交通安全母の会

～冬道も安全に走行しましょう～

冬期間は、路面の積雪や路面凍結によって渋滞や事故が起こりやすい状況です。ゆとりのある計画を立てて運転しましょう。

安全確認を十分に行い、安全走行をしましょう。

“急”のつく運転は危険です！

急発進・急加速・急ハンドル・急ブレーキ

町の交通事故発生状況



区分 年	11月 (うち高齢者数)			1月～11月累計 (うち高齢者数)		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
令和5年	0 (0)	0	0 (0)	19 (6)	0	21 (2)
令和4年	2 (0)	0	3 (0)	23 (8)	1 (0)	30 (3)
増減	-2 (0)	0	-3 (0)	-4 (-2)	-1 (0)	-9 (-1)

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

総務課

12月14日（木）

町監査委員に中村恵美子氏（外畑）を選任



町議会12月定例会において、中村恵美子氏を町監査委員に選任することが同意されました。中村氏は現在、町議会議員として8期目であり、その経験を生かして、町の事務事業の監査を行っていただきます。

任期は令和5年12月14日から令和9年8月31日までです。

町固定資産評価審査委員会員に本間敬氏が再任



町議会12月定例会において、12月31日をもって任期満了となった町固定資産評価審査委員会委員の本間敬氏の再任が同意されました。任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3か年です。

総合政策課

善意のご寄付

ありがとうございました

12月6日（水）

聖友ゴルフクラブ様

3万円

12月19日（火）

第四北越銀行コンサルティン

グ事業部様、浅見鉄工建設株

式会社様、株式会社岩測設計

様、株式会社三幸様

35万7000円

寄附金は有効に使わせていただきます。ありがとうございました。

町民課

12月11日（月）

令和5年度第3回聖籠町

国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算執行や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映し適切に実施されるよう、調査や審議を実施しています。

今年度第3回目となる協議会では、次の事項について審議を行いました。

・聖籠町国民健康保険条例の

一部改正（案）について

令和5年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について

令和6年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について

聖籠町国民健康保険第2期保

健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診

査等実施計画の策定について

ふるさと整備課

12月1日（金）

令和5年度第1回聖籠町

都市計画審議会開催

審議会では、次の事項について審議を行いました。

・新潟都市計画地区計画（蓮濁長峰山第2地区）の決定について、審議した結果、「異議なし」と答申。

教育未来課

12月25日（月）

令和5年聖籠町教育委員会

第12回定例会開催

令和4年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点

検及び評価などについて以上1項目について協議しました。

なお、定例会の議事録は町のホームページで閲覧できます。

農業委員会

12月25日（月）

農業委員会第25期

第22回総会開催

農地法第3条の規定による許可申請について
事業計画変更承認申請について（農地法第5条の規定）

農用地利用集積計画による申出審査（所有権移転）について
農用地利用集積計画による申出審査（利用権設定）について

農用地利用集積計画による申出審査（中間一括）について
以上5項目が審議され、議決承認されました。

その他報告事項がありました。なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

新型コロナワクチンの無料接種期間は 令和6年3月末で終了します

現在、生後6か月以上のすべての方に対して実施している新型コロナワクチンの無料接種は、令和6年3月末で終了となります。ワクチン接種を希望する方は、期間内に接種を終えるようご注意ください。

なお、令和6年度からは65歳以上の方および60歳から64歳で重症化リスクの高い方を対象とし、秋から冬にかけて定期接種を実施する予定です。自己負担額など詳細が決まり次第、改めてお知らせしますのでよろしくお願ひします。

【3月末までの接種実施医療機関】

①16歳以上の方…新潟聖籠病院

(予約専用電話番号：☎025-278-1115)

(予約受付時間：土日祝日を除く平日午前9時～正午、午後1時～4時30分)

②12歳から15歳の方…聖籠町国民健康保険診療所

(予約専用電話番号：☎20-7701)

③生後6か月から11歳の方…新発田市内の小児科医院へ直接ご予約ください。(乳幼児、小児接種実施医療機関：小児科桑島医院、すどう小児クリニック、皮ふと子どもツインスマイルクリニック、中野こども医院)

※医療機関により接種日が異なりますので、ご予約の際に直接お問い合わせください。接種を希望される場合は、接種日に合わせた日程調整にご協力をお願いします。

その他、新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせは、保健福祉課健康推進係までお願いします。

保健福祉課(町保健福祉センター内)健康推進係 ☎27-6511

役場町民課

町民サービス係
(内線111)

2月の夜間窓口

2月28日(水)
午後8時まで

2月の休日役場窓口

2月10日(土)
午前9時～正午まで

役場1階 町民課

マイナンバーカードの受け取り、申請や住民票の交付など通常の時間内に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。

役場1階 町民課

受付できる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

役場1階 町民課

28日

聖籠町交通安全対策会議

22日

聖籠町自動車整備協議会総会

20日

新潟東港地域水道用水供給企業団議会議

17日

聖籠町消防団班長以上幹部研修会

16日

町村会定期総会・政策推進会議

13日

聖籠町建設業協会新年会

11日

自衛隊入隊入校激励会

9日

聖籠縣信会新年会

8日

豊栄郷清掃施設処理組合議会

6日

農家組合長会議

2月

町長の動向 (主なものを抜粋)

2月の行事

《相談事業》

ところ 役場第1会議室

◆行政相談

13日(火)午前10時～11時30分

☑役場総務課(内線225)

ところ 結いハート聖籠

◆心配ごと相談(随時開催)

☑聖籠町社会福祉協議会

☎28-7110

《保健福祉事業》

ところ 町保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○1歳2か月児歯科健診

5日(月)午後1時10分～

○3歳6か月児歯科健診

6日(火)午後1時10分～

○1歳6か月児健診

22日(木)午後1時～

○乳児健診

27日(火)午後1時～

◆学級

○マタニティ教室

13日(火)午後1時15分～

☑保健福祉課(町保健福祉センター内)

☎27-6511

聖籠子育てアプリ

登録はこちら!



12月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
みお 澤央ちゃん	(久保 仁志)	甚兵衛橋
そ乃 想乃ちゃん	(高田 勇貴)	山大夫
そうすけ 蒼介ちゃん	(遠藤 寛也)	別 條
ゆう 悠ちゃん	(本間 雅人)	山諏訪山

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦

新郎	新婦	行政区
うき 渡 辺 生 希さん	}	次第浜
えりこ (太 田) 恵理子さん		
なみ 本 間 直 澄さん	}	蓮 潟
なな (本 間) 奈 々さん		

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏 名	年齢	行政区
中 野 サ トさん	(98歳)	真 野
せい 小 熊 清 治さん	(84歳)	桃 山
ゆき 土 田 幸 夫さん	(73歳)	山大夫
小林 サ チさん	(94歳)	二本松
渡 辺 フ エさん	(89歳)	二本松
八 幡 ス ミさん	(89歳)	藤 寄
かず 小 池 一 行さん	(88歳)	大夫興野
久保田 ヨシエさん	(92歳)	網代浜
平 野 卓 苗さん	(85歳)	次第浜
ぎょう 手 島 暁 治さん	(99歳)	網代浜

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾をいただいた方のみ掲載しております。
 (注2) 略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

行政区長名(敬称略)と各行政区の人口および世帯数※2

(単位：人、世帯)

行政区名	区長氏名	人口※3	世帯数
四 ツ 屋	近藤整一郎	52	15
道 賀 新 田	渡邊 哲也	126	36
上 大 谷 内	水戸部憲男	22	6
真 野	佐藤 栄蔵	253	82
丸 湯	神田 久	81	33
桃 山	安達 勝間	143	49
山 倉	齋藤 裕也	263	83
苔 沼	須貝 正明	419	142
中 の 橋	肥田野三男	19	8
本 諏 訪 山	六井 智二	143	51
山 諏 訪 山	佐藤 岩男	428	130
本 大 夫	相馬 忍	100	33
山 大 夫	吉田 正数	754	258
聖 中 ケ 丘	細貝 靖弘	313	100
本 三 賀	宮野 真	38	11
山 三 賀	佐藤 利明	206	57
二 本 松	渡邊 哲郎	668	228
外 畑	吉田 勝	91	39
蓮 野	澁谷 利一	415	131
杉 谷 内	新保 良一	244	80
正 庵	藤井 清四	193	58
藤 寄	手嶋 満	732	248
大 夫 興 野	渡邊 孝	201	73
甚 兵 衛 橋	大沼 宏司	116	60
蓮 潟	佐藤 秀治	880	328
蓮 潟 新 田	大澤 寿男	112	34
網 代 浜	堀 洋司	1514	690
次 第 浜	宮下 金良	1713	606
尾 沢 ケ 丘	菅原 隆幸	64	54
亀 塚	高松 進	1428	482
別 條	鈴木 辰衛	432	138
八 幡	齋藤 健一	111	32
東 山	田村 和哉	143	62
旭 ケ 丘	坂上 利夫	385	140
ひばりが丘	中村 伸也	520	192
汐 美 台	関本 圭吾	440	219

※1 区長さんの任期は集落により異なります。
 ※2 人口および世帯数は、令和6年1月1日現在住民基本台帳に登録されている数字。
 ※3 外国人を除く。

区長さん

よろしくお願ひします

令和6年の区長さんが決まりました。区長さんには、区長会議への出席、町からの文書の配布や募金の取りまとめ、除雪の要望や苦情の連絡、ごみステーションの管理など、行政と町民の皆さんのパイプ役を務めていただきます。
 1年間よろしくお願ひします※1。

役場総務課 広報広聴係(内線221)

顔認証マイナンバーカード (暗証番号の設定がいないカード)のご案内

顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証または目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

○申請できる方

希望される方(代理による手続きも可能)

マイナンバーカードをこれから申請する方も、すでに持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。

○取得の方法

マイナンバーカードの申請・受け取りのために役場にお越しの際、または出張申請時に併せて手続きができます。

マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。

役場町民課窓口 で申し込み



※代理人申請の場合は、回答書に顔認証マイナンバーカードを希望している旨を記入してください。

顔認証



※追記欄に「顔認証」と記載されます。

○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

利用できるサービス

- 健康保険証としての利用(※)
※訪問診療などは、令和6年10月以降に対応予定
- 券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別など)を用いた本人確認書類としての利用

💡ポイント

顔写真入りのため悪用は困難

利用できないサービス

- マイナポータル
- オンライン診療・オンライン服薬指導
- その他のオンライン手続きなどの暗証番号の入力が必要なサービス

💡ポイント

暗証番号管理の不安がなくなる

お問い合わせ 役場町民課 町民サービス係(内線111)

☎️教育未来課(内線310)



放課後子ども教室
利用登録

【登録の締め切り】
2月16日(金)午後4時
【利用登録】
利用登録用二次元コード(左記)から必要事項をご入力ください。
または、電話で教育未来課までお申し込みください。

まもなく締め切り
令和6年度
放課後子ども教室登録

育英資金貸与制度のご案内

町では、将来を担う人材育成を目的として、大学から専修学校までの幅広い学生を対象に予算の範囲内で育英資金の貸与制度を設けています。ご希望の方は下記申込期間内にお申し込みください。
※令和5年度以前に大学などに入学した方もお申し込みいただけます。

育英資金は返済が必要な奨学金です

・学生自身が借り、返還するものです。

育英資金は、「もらう」ものではなく、学生自身が「借りる」ものです。
保護者ではなく学生本人が、卒業後、返還していく義務を負います。

・借りすぎに注意してください。

育英資金の必要性、返還の時の負担などを十分に考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

・次の世代へ引き継がれます。

学生が卒業後に返還するお金が次の世代の育英資金として使われます。

■貸与の額

①貸与月額

自宅からの通学…4万円以内
自宅外からの通学…6万円以内

②一時金(入学年度に限る)

大学…50万円以内
短期大学・高等専門学校・専修学校…30万円以内

■返還方法

貸与期間終了後1年間の猶予期間を置き、貸与総額に
応じた返還年数で返還していただきます。

※利子は付きません。

貸与総額	返還年数	備考
1,940,000円まで	10年	短大・専門学校など
3,380,000円まで	15年	4年生大学など
3,380,001円以上	20年	6年生大学など

■貸与を受けることができる方

(次の事項すべてに当てはまる方)

- ①聖籠町に住所のある方の子弟
- ②大学・短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程の入学生または在学生
- ③経済的理由により修学が困難な方
(父および母または後見人の収入・所得が、家計基準以下である)
- ④聖籠町育英資金の貸与を一度も受けていない方
- ⑤(独)日本学生支援機構・地方公共団体などの他の貸与型奨学金を受けていない方、または受ける予定のない方(給付型奨学金との併用は可能となります。)

■申込手続

【申込期間】

2月1日(木)から3月29日(金)まで

【申込先】

子ども教育課(役場3階)

【提出書類】

- ①育英生願書、②世帯全員分の住民票謄本、
③父および母または後見人の令和5年中
の収入などに関する書類

給与所得者 令和5年分の源泉徴収票の写し
事業者 令和5年分の確定申告書の写し
年金受給者 年金の源泉徴収票、支払通知書などの写し

※兼業農家などで給与収入と事業収入がある場合は、源泉徴収票および確定申告書の写しの提出が必要です。

※上記のほか、家計状況により別途添付書類を提出していただく場合があります。

※①育英生願書の様式は子ども教育課または町ホームページで取得できます。

※願書の提出にあたり、連帯保証人が2人必要です。うち1人は町税などに滞納がない父、または母、もう1人は別世帯の成人の方となります。

詳細は町ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 子ども教育課 学校支援係(内線312)

各分野の専門家がお答えします！

相談
無料

空き家相談会

聖籠町内に空き家を所有(管理)している方、または将来空き家になる可能性のある物件を所有している方を対象に、専門家による空き家の**無料相談会**を開催します。

空き家の日常的な管理でお困りの方、空き家の有効活用をお考えの方、建物の相続登記でお困りの方など、お気軽にご相談においでください。

また、当日、会場までおいでになれない方を対象に、**電話での相談受付**も行います。下記をご確認いただき、お気軽にご相談ください。



日時

2月25日(日) 午後1時～4時

場所

町民会館 小ホール(駐車場有、聖籠町大字諏訪山1280)

お申し込み

事前予約制(当日もお受けしますが、ご予約を優先します。)

ご予約は聖籠町生活環境課(☎27-2111、内線282)へお電話ください。
2月22日(木)までの平日午前8時30分～午後5時15分で承ります。

〈電話での相談受付〉

当日、会場までおいでになれない方を対象に、電話での相談受付を受け付けます。2月22日(木)までの平日午前8時30分～午後5時15分に、聖籠町生活環境課(☎27-2111、内線282)まで、相談内容を整理した上でご連絡ください。2月26日(月)以降に、随時回答させていただきます。

参加団体と相談内容

どこの団体に相談したらよいかわからない場合は、お客様のご相談内容に応じてスタッフが専門性のある団体をご紹介します。



新潟県弁護士会	空き家の相続、成年後見など権利関係の整備、空き家をめぐる紛争の解決に関すること
新潟県司法書士会	土地・建物の相続登記、成年後見などに関すること
新潟県行政書士会	空き家の所有者・相続人の確認、利用・活用に伴う行政手続きや契約などに関すること
新潟県土地家屋調査士会	建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること
聖籠町建設業協会	建物の取り壊し、修繕維持などに関すること
新潟県宅地建物取引業協会	不動産の売買や賃貸に関すること
新発田地域シルバー人材センター	空き家の維持管理に関すること

ご確認いただきたいこと

1. 相談時間はお一人様約30分程度でお願いします。
2. お客様が多数の場合はお待ちいただく場合があります。
3. 登記簿謄本、戸籍などの写しをお持ちの場合は、ご用意いただくと便利です。



お問い合わせ 役場生活環境課 地域安全係(内線282)

「聖海荘」利用制限の解除について

老人福祉センター「聖海荘」では、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部利用を制限して開館していましたが、2月1日から利用制限を解除することとなりましたのでお知らせします。



【制限解除となること】

- 送迎バス内・館内でのマスク着用
- バス乗車時・来館時の体温測定
- 館内での飲酒
- 来館時の記名

※マスクの着用は個人の判断となりますが、必要な場合は着用するようお願いします。

また、発熱の症状がある場合は、施設のご利用を控えていただきますようお願いいたします。

☎老人福祉センター「聖海荘」 ☎ 27-7838

「オレンジカフェなごみ」 (認知症カフェ)

認知症の方やその家族、認知症のことを知りたい方など、どなたでも気軽に集まり交流を楽しむ場所です。

カフェの時間内で、認知症に関する個別の相談もできます。

日時：2月19日(月)
午後1時30分～3時

場所：なごみの家
(結いハート聖籠脇)

参加費：無料

持ち物：飲み物

申込方法：電話でお申し込みください。
(2月5日(月)より受付開始)

おしゃべり、体操、
レクリエーション
などしています

【ご参加にあたってのお願い】

- ・事前申し込みをお願いします。
- ・悪天候などを理由に中止となる場合があります。その際には申し込みされた方へ個別に連絡させていただきます。
- ・参加される方にはマスクの着用をお願いしています。
- ・体調不良・発熱などの症状がある場合は参加の自粛をお願いします。
- ・飲食物の提供は行いません。飲み物は各自ご持参ください。

お申し込み・お問い合わせ
聖籠町地域包括支援センター
(町保健福祉センター内)
☎27-6521

入札結果

入札日 12月6日～12月19日

件名	場所	契約額(円)	業者名	納入完了日または工事(委託)期間最終日	入札方法※
1 第三期 子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査業務委託	町内一円	1,397,000	(株)ITスクエア	令和6年3月25日	○
2 国民健康保険特別調整交付金(結核・精神)申請に係る診療報酬明細書調査集計業務委託	聖籠町役場 町民課	594,000	(株)ニチイ学館	令和6年1月31日	○
3 消防団員用耐切創手袋購入	聖籠町役場 生活環境課	946,000	船山(株)新潟支店	令和6年2月29日	○
4 中の橋三賀線(2工区)道路舗装工事	聖籠町大字 大夫 地内	2,035,000	福田道路(株)新発田営業所	令和6年3月22日	指
5 弁天湯風致公園松くい虫被害予防樹幹注入業務委託	聖籠町大字 蓮野 地内	1,100,000	北越緑化(株)聖籠営業所	令和6年1月31日	指
6 保健福祉センター松くい虫被害予防樹幹注入業務委託	聖籠町大字 諏訪山 地内	1,067,000	(有)栗原緑樹園	令和6年1月31日	指
7 中央公園松くい虫被害予防樹幹注入業務委託	聖籠町大字 諏訪山 地内	1,551,000	(株)新潟グリーンテック 聖籠営業所	令和6年1月31日	指
8 聖籠町中央防災倉庫備蓄品購入	聖籠町中央防災倉庫(聖籠町大字 諏訪山 地内)	747,324	船山(株)新潟支店	令和6年3月25日	○
9 保健福祉センター高圧受電設備PCB含有調査業務委託	聖籠町 保健福祉センター	693,000	(株)小林電気	令和6年3月29日	指
10 社会体育施設高圧受電設備PCB含有調査業務委託	聖籠町大字 諏訪山 地内	704,000	(株)坂井電設	令和6年3月29日	指
11 聖籠中学校高圧受電設備PCB含有調査業務委託	聖籠町立 聖籠中学校	990,000	(株)坂井電設	令和6年3月29日	指
12 樹幹注入対象木調査業務委託	聖籠町大字 蓮野・諏訪山・蓮湯 地内	583,000	北越緑化(株)聖籠営業所	令和6年2月29日	指
13 令和5年度松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)業務委託(12月分)	町内一円	7,480,000	北越緑化(株)聖籠営業所	令和6年3月15日	指
14 庁舎庭園松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)業務委託	聖籠町大字 諏訪山 地内	2,090,000	北越緑化(株)聖籠営業所	令和6年2月24日	指

※指：指名競争入札 ○：制限付一般競争入札

補助額 最大
60万円

申請は3月末までです

結婚新生活支援補助金

～新生活のスタートアップを応援！～

聖籠町の
結婚支援



結婚支援の
お問い合わせ
総合政策課 政策係
(内線261)

申請書や添付書類に不備がある場合は受付できないため、これから申請を予定している方は要件をご確認いただき、お早めに申請をお願いします。

今年度中に支払いが終わらない場合でも、来年度に継続して補助を受けられる場合がありますので、要件に該当する方は一度ご相談ください。

対象者

- ☑ 令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻し、要件を満たす新婚世帯

主な要件

- ☑ 夫婦ともに聖籠町に住民登録し、2年以上継続して町内に居住する意思がある
- ☑ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ☑ 夫婦それぞれの年間合計所得金額の合算額が500万円未満(※下記のPointもご確認ください)
- ☑ 税を滞納していない

補助額

- ☑ 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合：最大60万円
- ☑ 39歳以下の場合：最大30万円



Point

～「所得」を確認しよう～

給与所得のみの方

所得 = 令和4年の給与の収入金額 - 給与所得控除額
※給与所得の場合、令和4年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額(調整控除後)」の金額が参考になります。

自営業者の方

所得 = 令和4年の1年間の売上金額 - 必要経費

奨学金を返済している方

令和4年中に返済した金額を所得から控除できます。

役場の窓口で、要件の確認についても事前相談ができます。お気軽にお問い合わせください。

対象経費

- ☑ 居住費および引越費用
(婚姻に伴い、令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に支払ったもの)
 - * 住宅の購入費(建物のみ)
 - * 住宅新築の工事請負費
 - * アパートなどの賃借費(賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料)
 - * 住宅のリフォーム費(修繕・増築・改築・設備更新)
※外構工事費、家電購入費などは対象外です
 - * 引越費用(引越業者、運送業者へ支払うもの)



夫婦で500万円未満かどうかの確認は、「収入(年収)」ではなく、収入から所得控除などを引いたあとの「所得」なのです！

手取り額とも考え方が違います。

「所得」は「収入」よりも、金額が小さくなっているので、新婚の皆さんは要件に当てはまるかぜひ一度確認してみてくださいね。

☑CHECK!

- ★複数の所得がある方は、すべての所得を合算した額です。
- ★申請時には所得証明書を提出いただき審査を行いますので、所得証明書を取得して確認すると確実です。
- ★取得する場合、令和5年度の所得証明書(令和4年分の合計所得金額が記載されています)で確認してください。
- ★令和5年1月1日時点で住民登録のあった市町村で取得できます。
- ★聖籠町の場合、『令和5年度 町・県民税 所得証明書』を取得すると分かります。
(※所得証明書の取得には手数料がかかります。)

小型充電式電池やスプレー缶の捨て方

①小型充電式電池の処分方法

リチウムイオン電池などの小型充電式電池は、破損や変形により発火する危険があります。ごみ収集車やごみ施設の火災につながる恐れがあることから、**絶対にごみステーションに出さないでください。**(豊栄環境センターに直接搬入することもできません。)



←リサイクルマークのある充電電池は、回収協力店舗に持参

充電電池を取り外した小型家電は、燃えないごみとしてごみステーションへ→



エココロ
通信



エコなココロで
育む未来

環境に
関することは
生活環境課
☎27-2111
(内線283)

●町近隣の小型充電電池回収協力店舗 (令和6年1月1日現在)

株式会社ヤマダデンキテックランド新発田店(新発田市中曾根町1-9-12)、上新電機株式会社新発田店(新発田市小舟町1-8-10)、株式会社北越ケースデンキ新発田店(新発田市舟入町3-6-20)

※新潟市内などの協力店舗は、JBRCのホームページから検索することができます。(URL <https://www.jbrc.com>)

電子式たばこの処分について

使用済みの加熱式たばこ機器は、「一般社団法人日本たばこ協会」が、全国のたばこ販売店などを通じ回収・リサイクルを行っています。詳しくは、日本たばこ協会のホームページでご確認ください。(URL <https://www.tioj.or.jp/>)

回収ができない充電電池について

リサイクルマークのない充電電池、膨らんだ充電電池、海外製の電子たばこなど上記方法で回収できない充電電池については、町収集運搬許可業者(東高建機作業株式会社 ☎025-256-2560)に回収を依頼してください。(有料)

②スプレー缶の処分方法

スプレー缶は、穴を開けてガスを抜いてから空き缶としてごみステーションに出してください。

- ・スプレー缶に穴を開ける際は、火の気のない風通しの良い屋外で作業を行いましょう。
- ・中身が入ったまま、くぎやドライバーで穴を開けると火災などの恐れがあり危険です。
中身を空にしてから作業を行いましょう。

【貸出期間】1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

用地×1区画

【貸出区画】一般用30㎡用地×63区画、36㎡用地×20区画、48㎡用地×8区画/車椅子用プラ

ンター3㎡用地×4区画、4㎡用地×1区画

【貸出場所】聖籠町大字大夫1-995番地1

【貸し出し】希望される方はお申し込みください。

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、

「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。



「聖籠町ふれあい農園」
令和6年度利用者を
募集します

【お問い合わせ】070-7607-5075

【貸出期間】1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【貸出区画】一般用30㎡用地×63区画、36㎡用地×20区画、48㎡用地×8区画/車椅子用プラ

ンター3㎡用地×4区画、4㎡用地×1区画

【貸出場所】聖籠町大字大夫1-995番地1

【貸し出し】希望される方はお申し込みください。

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、

「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。

【お問い合わせ】070-7607-5075

【貸出期間】1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【貸出区画】一般用30㎡用地×63区画、36㎡用地×20区画、48㎡用地×8区画/車椅子用プラ

ンター3㎡用地×4区画、4㎡用地×1区画

【貸出場所】聖籠町大字大夫1-995番地1

【貸し出し】希望される方はお申し込みください。

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、

「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。

【お問い合わせ】070-7607-5075

【貸出期間】1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【貸出区画】一般用30㎡用地×63区画、36㎡用地×20区画、48㎡用地×8区画/車椅子用プラ

ンター3㎡用地×4区画、4㎡用地×1区画

【貸出場所】聖籠町大字大夫1-995番地1

【貸し出し】希望される方はお申し込みください。

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、

「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。

【お問い合わせ】070-7607-5075

【貸出期間】1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【貸出区画】一般用30㎡用地×63区画、36㎡用地×20区画、48㎡用地×8区画/車椅子用プラ

ンター3㎡用地×4区画、4㎡用地×1区画

【貸出場所】聖籠町大字大夫1-995番地1

【貸し出し】希望される方はお申し込みください。

阿賀北地区 認知症市民
フォーラム』を開催します

【貸出料】1㎡あたり150円
(年度途中の貸し出しも同料金
です)
空き状況など詳しくはお問い
合わせください。

【貸出期間】1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【貸出区画】一般用30㎡用地×63区画、36㎡用地×20区画、48㎡用地×8区画/車椅子用プラ

ンター3㎡用地×4区画、4㎡用地×1区画

【貸出場所】聖籠町大字大夫1-995番地1

【貸し出し】希望される方はお申し込みください。

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、

「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。

【お問い合わせ】070-7607-5075

各種計画案への意見を募集します

町では、現在、次の計画策定などについて、検討を進めています。策定にあたり、町民の皆さんとの協働で行うため、ご意見を募集します。皆さんの積極的なご意見をお待ちしています。

【共通事項】

閲覧場所：町ホームページで公開するほか、①役場1階または2階、②町保健福祉センター、③町民会館、④町立図書館の各閲覧場所 ※持ち出しおよびコピーはできません。貸出希望の場合は、各担当課へお越しください。

提出方法：応募には閲覧場所に備え付けの用紙(町ホームページからダウンロードもできます)や町政ポストはがきをご利用ください。タイトル(「〇〇への意見」など)、氏名・住所・連絡先(電話番号またはメールアドレス)に続けて、ご意見を記入し、郵送・ファクス・Eメール、閲覧場所の回収箱または各担当課へ持参のいずれかの方法で提出してください。 ※電話による意見などの受付は行いません。

応募資格：町内に居住している人および町内に通勤・通学している人

その他：意見提出用紙に記載された個人情報については、今回の意見提出手続きの目的にのみ利用し、その取り扱いには十分に留意して他の目的には使用しません。その他、詳しくは町ホームページをご確認ください。

聖籠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)

聖籠町介護保険運営協議会を設置し、令和6年度から令和8年度までの3年間における介護保険や高齢者福祉をどのように推進していくのかを決める、聖籠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定作業を進めています。

聖籠町国民健康保険 第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)

聖籠町国民健康保険加入者の健康寿命の延伸を目的として、特定健診、特定保健指導や、疾病の早期発見・重症化予防のための保健事業を効果的・効率的に実施するための計画です。

◆意見の提出先：役場町民課 保険係 〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635番地4
Eメール：choumin@town.seiro.niigata.jp

◆提出期限：2月26日(月)必着

お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線115・116)

聖籠町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)

障がいのある人が、障がいのない人と同じように生活し、社会生活に参加できる町にするため、さまざまな支援や事業が計画的に提供されるよう目標値などを定める計画です。

◆意見の提出先：保健福祉課 福祉係 〒957-0117 聖籠町大字諏訪山825
FAX：27-6512 Eメール：hofuku@town.seiro.niigata.jp

◆提出期限：2月26日(月)必着

お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内) 福祉係 ☎27-6511

聖籠町環境基本計画(案)

聖籠町環境基本条例に基づき、本町の環境の保全に関する施策を総合性かつ計画的に推進を図るために定める計画で、10年に1度、新たな総合計画の策定を受け見直すこととされています。

聖籠町地域公共交通計画(案)

地域公共交通の活性化および再生に関する法律に基づき策定するもので、本町の主要な公共交通である聖籠エコミニバスをはじめとする地域公共交通に関する施策を計画的に推進する内容となっています。

◆意見の提出先：役場生活環境課 環境推進係 〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635番地4
Eメール：seikan@town.seiro.niigata.jp

◆提出期限：環境基本計画⇒2月13日(火)必着、地域公共交通計画⇒2月20日(火)必着

お問い合わせ 役場生活環境課 環境推進係(内線283)

2月9日(金)に児童手当を振り込みます

児童手当の2月支払い分(令和5年10月～令和6年1月分)は、2月9日(金)に受給者指定の金融機関口座に振り込みます。個人への支払通知は、この紙面をもって代えさせていただきます。

子ども教育課

子ども・子育て支援係

(内線312)

適職を探そう！ 一般職業適性検査を実施します

「自分に合う仕事ってなんだろう?」「自分の得意、不得意ってなんだろう?」「職種選択にお悩みの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。後日、個別に結果のフィードバックも行っていきます。

15～49歳で就業していない方(要申込) 定員8名

2月29日(木)

午後2時～4時

聖籠町立図書館 会議室

適性検査以外にも15～49歳で

就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行います。詳しくはお問い合わせください。

下越地域若者サポートステーション

☎0254・28・8735

電話受付時間 平日午前10時

～午後5時まで(第2金曜日

は休館日)

は休館日)

鍵かけて盗難対策

住宅や乗り物などへの盗難対策は万全ですか。

県内では、空き巣や車上ねらい、自転車の盗難が多く発生しています。被害の特徴として、自宅や乗り物に鍵をかけずに被害に遭うケースが多いことから、短時間でも外出時や乗り物から離れるときは、必ず鍵をかけましょう。

鍵かけは防犯の基本です。鍵かけ点検を毎日の習慣にしましょう。

新潟県警察本部 生活安全

企画課安全安心推進室

☎025・285・0110



JAPANサッカーカレッジズからのお知らせ



「春のスポーツ体験フェスタ2024開催決定!」

春のスポーツ体験フェスタの開催が決定しました!開催は3月下旬を予定しています。10月に行われた親子ふれあいサッカーフェスタ2023を超えるイベントにできるよう、絶賛奮闘中です!当日は親子ふれあいサッカーフェスタ同様、屋外と屋内のブースに分かれ、屋外ではサッカー教室や飲食ブースの展開、屋内ではeスポーツ体験会や宝探しゲームなどを実施予

定です。また、目玉企画として、2024シーズンのJAPANサッカーカレッジズ新体制お披露目会が開かれる予定です。リーグ優勝&JFL昇格を目指し、新シーズンを戦う選手・スタッフたちに温かいご声援のほど、よろしく願います。

また、ご来場された方々にさまざまなプレゼントも用意する予定です。他にも、幅広い層の方々に楽しんでいただけるよう、たくさんのイベントを実施する予定です。続報をお待ちください!

「亀代小学校にて「防災サッカー」を実施しました!」

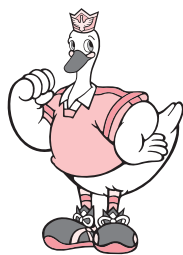
12月12日(火)・13日(水)

に聖籠町立亀代小学校でサッカービジネス科の学生が亀代小学校の2年生と3年生に「防災サッカー」を行いました。防災サッカーでは、初めにファーストアクションというゲームを行いました。災害が起きた時にどんな動きをするべきなのかを学ぶことができるゲームです。体

育館をゆっくり走りながら、地震、火事、津波、チームの4種類のカードの指示通りの行動をするというアクティビティを行いました。これらの活動を通して体を動かしながら災害の際の初期行動を学ぶことができました。

次に2つのグループに分かれ、備蓄リレーを行いました。備蓄リレーとは災害発生時に必要な備蓄品をリレー形式で繋いでいくゲームです。災害時の備蓄についてチームワークを活かし、楽しく学ぶことができました。小学生とかわることでも、自分たちも楽しく、防災についても理解を深めることができました。今後もたくさんの方の地域活動に取り組んでいきたいと思えます!





アルビレックス 新潟情報!!



トップチーム 新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございませう。日頃より、クラブの活動に多大なるご支援やご声援を賜り、深く御礼申し上げます。昨年、2017シーズン以来、6年ぶりのJ1リーグに挑戦いたしました。アルビレックス新潟を支えてくださる皆さまの多大なるご支援と、温かいご声援のおかげにより、国内最高峰の舞台を最後まで戦い抜くことができました。なによりも、クラブに関わるすべての方々から後押しいただいたからこそ、今季もJ1リーグで戦えるものと、感謝を申し上げます。

トップチームの指揮を執る松橋力蔵監督をはじめ、選手やスタッフたちは、J1リーグ10位という結果に満足することなく、「あの試合で勝利をつかんでいたら、引き分けていたら」と、より上位を目指せるシーズンだったと悔しい表情を浮かべていました。たくましい精神力を備えたトップチームは、2024シーズンも持てるすべての力を出し切って戦います。より高みを求めて、切磋琢磨する選手たちに期待をお寄せいただきたいと思います。

クラブといたしましては、夢を与えられる人づくり、活気あふれるまちづくり、豊かなスポーツ文化の創造という3つのコンセプトに立ち返り、新潟県に貢献できるような微力を尽くしてまいります。皆さま方におかれましては、引き続き、アルビレックス新潟へのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

**株式会社アルビレックス新潟
代表取締役社長 中野幸夫**

2024シーズン開幕カード決定!

2024明治安田J1リーグの開幕カードが決定しました。ホーム開幕は名古屋グランパスとの対戦です。

第1節 2月24日(土)

vs サガン鳥栖(アウエイ)

午後2時キックオフ

第2節 3月2日(土)

vs ガンバ大阪(アウエイ)

午後3時キックオフ

第3節 3月9日(土)

vs 名古屋グランパス(ホーム)

午後2時キックオフ

レディース

WE ACTION DAY
実施しました

12月10日(日) ホームゲー



ム会場にて、WE ACTION DAY(理念推進活動)を実施いたしました。今回の活動では、「スポーツとキャリア」をテーマに、将来スポーツ業界・サッカー業界を目指すJAPANサッカーカレッジの学生やボランティア協力にいたっている学生の皆さまにご参加いただき、キャリアについて考えている様々な立場の人・選手たちからセカンドキャリアに関すること・現在の仕事について話すことで、将来の参考にしてもらい、サッカー界の今後の盛り上げや関与人口の増加を図ることを目的として実施いたしました。参加した学生からは、「WE

で聞けることは大変貴重な経験になった」「選手のキャリアについて話を聞く中で、そういった選手の活動を支えられる人になりたい」といった感想をもらいました。実施の様子や動画は公式ホームページにて掲載されています。ぜひご覧ください。

新加入選手のご紹介

2月より5名の選手がアルビレックス新潟レディースに新たに加えることとなりました。アルビレックス新潟レディースU-18より、田中聖愛選手と長崎咲弥選手がTOPチームに昇格することとなりました。また、日本体育大学/日体大S.M.G横浜(神奈川県)より富岡千宙選手、修徳高等学校女子サッカー部(東京都)より那須野陽向選手、藤枝順心高等学校(静岡県)より下吉優衣選手の加入が決定いたしました。新たなメンバーを加え、チームはより一層パワーアップして3月からのリーグ戦再開に向けて闘います。第9節以降の日程は、2月2日(金)に公式ホームページなどで公開予定です。引き続き、応援よろしく申し上げます。

町の宝で〜す
12月の乳児健診から



ふづき
大津 文月ちゃん



めいか
稲川 明花ちゃん



なゆ
伊藤 凧悠ちゃん



なぎと
山田 凧翔ちゃん



そな
濁川 想奈ちゃん



ゆうぜん
鈴木 悠禅ちゃん

元気に育ってね！

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4か月健診対象乳児を撮影しています。

ミ ラ クル

食は味楽来

町のホームページにて
ミ ラ クル
「食は味楽来レシピ」開設

聖籠町ホームページにて新規にレシピ紹介欄を開設しました。

健康的な献立や減塩料理、季節料理など、また郷土料理や人気の学校給食レシピや幼児期の食事メニューを掲載していきます。ホームページを通して、町の特産品や郷土料理といった食文化にふれ、また、町内産農林水産物の特徴や魅力を知ってみたいと思います。掲載のレシピを自由に活用して、ぜひ、ご家庭でも再現してみてください。

下記の二次元コードを読み取って、ご覧ください。

ミラクル
聖籠町 食は味楽来 レシピ



聖籠町の産物を活かした食生活で

家庭や地域のコミュニティを育てよう！



聖籠町の食育キャラクター

いろいろとどりの食卓に
もりもり ぐんぐん いきいき
主食・主菜・副菜で

お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内) 管理栄養士 ☎27-6511

火の用心願います ～消防出初式開催～



1月7日(日)、役場を会場に聖籠町消防出初式が行われました。

各地域の消防団が火災予防を呼びかけながら町内を巡回し、その後、車両パレード、安全祈願、実践放水を行いました。

地域、家庭、そして一人ひとりが火事をださないようにして、無火災の年となるよう火の用心願います。

メリークリスマス♪ サンタさん、ありがとう



12月20日(水)、せいろう幼稚園でクリスマス会が開かれました。この日をとても楽しみにしていた子どもたち。大きな声で「ありがとう」と伝えてプレゼントを受け取ると、お礼に元気いっぱいクリスマスソングを歌いました。サンタさんは、子どもたちの喜ぶ顔を見てうれしそうに帰っていきました。

大谷選手ありがとう！ 小学校にグローブ贈呈



メジャーリーグで活躍する大谷翔平選手から、日本全国の小学校へ贈られたグローブが、町内3小学校にも届きました。

1月16日(火)には、蓮野小学校で贈呈式が行われ、児童3名が全校を代表して受け取りました。さっそくキャッチボールを披露した児童からは「大谷選手の愛情を感じた」「全国の小学校に届けるなんてすごい」「いつもと違い特別な感じがする」といった声が聞かれました。

「第4回新潟ふるさとCM大賞」 第5位入賞！



県内の各市町村が、わが町をPRするCMを制作する、「新潟ふるさとCM大賞」。第4回となる今回、聖籠町の作品が第5位に入賞しました。

夏に町民会館で行われたイベントを題材にした受賞作品は、町ホームページからご覧いただけるほか、副賞として実際にテレビで20本放送されます。